

守山町公園(ふれあい)テニスコートの利用規定 (2018年度)

各体育施設利用規定について下記の通り定めていますので、ご理解、ご協力ください。

大会利用の場合、会場責任者は主催者や関係者、参加者に周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。

1. お申込みおよび、利用料金区分について

- 1) お申し込みの受付開始日
守山市内区分は利用予定日が属する月の2ヶ月前の月、1日から申請が可能です。※守山市外区分は1ヶ月前より受付
- 2) 各種申請受付時間は市民体育館の開館日 9:00~17:00 です。(時間外の受付はできません)
- 3) 利用料金はすべて申請時にお支払いください。(前納先着制)
- 4) 市内、市外の料金区分については利用者全体の半数以上が湖南圏域(守山・草津・野洲・栗東)の在住者であれば市内区分料金となりますが、守山市以外のお申し込みでの受付開始日は市外区分(1ヶ月前)となりますのでご注意ください。
※練習試合等で対戦相手が湖南圏域外チームの場合は市外料金区分となります。
- 5) 湖南圏域内事業所が主催であっても、利用者全体の半数以上が湖南圏域外事業所勤務者であれば市外区分料金となります。
- 6) 施設利用終了後に利用者名簿の提出がなければ、すべて市外料金区分とさせていただきます。
- 7) 電話等による利用申し込みはできません。(仮予約も不可)
- 8) 申請書提出後の取り消し(キャンセル)、日程および時間変更は一切できません。
但し、気象警報発令等や施設側の問題により施設が利用できない場合は日程変更または還付(返金)請求ができます。
この場合、日程変更、還付請求は利用予定日から1ヶ月以内に手続きしてください。(例:4/1分の還付手続きは4/30まで)
(注)1ヶ月を過ぎますと変更、還付ともできません。手続きには申請者の印鑑および申請書の控え(領収書)が必要です。
なお、年度をまたがっての日程変更はできません。
- 9) 18歳以下(高校生含む)だけでの利用許可は昼夜問わず安全管理上できません。必ず、保護者または成人が同伴でご利用下さい。
- 10) 原則として、テニス(硬式・軟式)以外の目的での施設利用はできません。
- 11) 名義貸し申請および又貸し利用は固くお断りいたします。

2. 各施設の利用について

- 1) 申請された利用時間を必ず、お守り下さい。注)利用時間には準備、撤収、清掃、整備、後始末の時間を含みます。
- 2) 施設利用可能時間は午前6時00分から午後9時00分まで(夜間照明の点灯可能時間は午後6時から午後9時となります)
- 3) 利用当日は利用前に体育館事務所にて利用者名簿を受け取り、利用後に提出して下さい。
(但し、早朝、夜間利用の場合は市民体育館指定の場所から名簿用紙を受け取り提出してください)
- 4) 利用当日のコートコンディションが不良と施設側が判断した場合、当日の天候状態にかかわらず、利用をお断りすることがあります。(人工芝のテニスコートは雨天でも利用可能ですが、降雨時は利用者の現地判断とします。ただし、積雪時については、除雪作業ができないコートの性質上、ご利用していただけませんのでご了承下さい)
- 5) 施設、備品等は大切に取り扱い扱って下さい。利用中に生じた建物、設備、備品等の損傷または紛失については管理者に報告し、これを現状に復し、その損害を賠償していただきます。
- 6) 許可を受けていない備品の使用や申請していない場所への立入りは固くお断りします。
- 7) コート内はテニスシューズ以外で入らないで下さい。
- 8) 利用後は必ず、ネットを緩めコート整備(ブラシ掛け)及び用具の整理整頓をして下さい。
- 9) コート内には許可なく私物や備品類を設置されませんようお願い致します。(無断で設置された場合は即日撤去いたします)
- 10) 幼児(小学生未満)のコート内への入場は大変危険ですので固くお断り致します。
- 11) 10月下旬頃から1月下旬頃の間は17:00~18:00間は日没のため、ご利用できませんのでご了承下さい。
- 12) 公園内通路や道路、駐車場内でのウォーミングアップや練習は大変危険ですので一切禁止いたします。

3. コートの鍵について

鍵は申請者ごとにお渡ししています。利用時間に関係なく、利用当日に市民体育館で鍵を受け取り、終了後はその日のうちに市民体育館まで返却下さい。(利用者間で鍵の引き継ぎはされませんようお願いいたします)
注) 体育館開館時間外の鍵の受け取りおよび、返却は市民体育館の指定場所へお願いします。

4. 飲食・喫煙について

- 1) テニスコート内は飲食、喫煙禁止です。(水分補給の飲み物についてもコートの外でお願いします)
- 2) 施設内へのアルコール類の持ち込みやアルコール類を飲まれての利用、施設内での飲用は固くお断りします。
(発見された場合、利用の途中でも利用をお断り致します)

5. ゴミについて

- 1) 持ち込まれたゴミについては主催者(利用者)が責任をもって全てお持ち帰り下さい。

6. 駐車場について

- 1) 守山町公園13台・無料。注)テニスコート利用者専用駐車場ではありません。
- 2) 駐車場内でのトラブル、事故等は管理者側は一切その責任を負いません。
- 3) 大会等でのご利用の場合や管理者側が必要と判断した場合は、主催者側から駐車場係を配置して頂きます。
- 4) 各駐車場は他の利用者との共有施設ですので占有、確保はできません。(満車時に周辺道路への駐車はご遠慮下さい)
- 5) 近隣住民および他の公園利用者の迷惑にならないようエンジンは必ず停止して駐車してください。

7. 大会等の申請および事前打ち合わせについて

- 1) 年間利用調整で仮決定された大会利用等の申請は利用予定日が属する月の3ヶ月前までに申請書を提出してください。期限までに申請書の提出がない場合はキャンセルと判断し、一般利用者に開放します。
- 2) 規模にかかわらず、事前に大会開催内容（指定用紙）および大会パンフレット等の提出をして下さい。
- 3) 詳細の打ち合わせについては管理者側が必要と判断した場合は、事前に打ち合わせを行って下さい。
- 4) 大会等の雨天予備日等については大会が成立した時点で一般利用者に貸出しを開始致します。
この場合一般利用者の申込みがあった分の料金を返金いたしますので、大会主催者は管理者にご照会下さい。
別の大会や練習での利用、第3者への又貸し行為はできませんのでご了承下さい。

8. その他

- 1) 消耗品は利用者でご準備下さい。（ハサミ、セロテープ等の文具類、けが等に必要な救急薬品等）
- 2) 外部からの電話が主催者へあった場合の連絡先（会場責任者）を事前にご報告下さい。一般の呼び出し等の電話連絡は緊急時以外取り次ぎできませんのでご了承下さい。
- 3) 貴重品は各自で保管していただくようお願いいたします。紛失、盗難についての責任は一切、管理者側は負いません。
- 4) 施設内に許可なく貼り紙、表示、ポスター等の掲示は禁止します。
- 5) 利用状況において施設側が営利目的行為と判断した場合は、利用の途中または申請後であっても利用をお断りすることがあります。
- 6) 利用にあたって管理者から指示がある場合、その指示に従って下さい。
指示事項や利用規定事項が守っていただけない場合は、大会の途中でも利用をお断りいたします。
- 7) 利用時間制限について（年間調整で許可を得た大会利用等を除く）
一般利用の場合、より多くの市民の皆さんにご利用いただくために利用時間の制限を次のとおり設定しております。

日曜日・休日（祝祭日） 2コート 3時間まで

※この制限は利用日の1ヶ月前の時点で解除します。

9. ナイター（夜間照明）について

- 1) 午後6時～午後9時（1コート 3時間 1セット）でご利用頂けます。
- 2) ナイターのコインは必ず、午後6時を過ぎてから投入して下さい。コイン1枚を投入で3時間点灯します。
（午後6時以前に投入しても点灯しません。また、コインも返却されませんのでご注意下さい）
- 3) 利用後のコート整備、後片付け等は照明点灯時間内（午後9時まで）にお願いします。
- 4) 雨天等で利用されなかった照明用のコインは体育館までご返却下さい。

10. 守山町公園（ふれあい公園）の管理者について

（公財）守山市文化体育振興事業団はテニスコート内の管理業務のみ守山市より業務委託されております。
その他の公園内設備利用等につきましては、



守山市役所内 建設管理課までお問い合わせ下さい。077（582）1134

※ その他不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

（公財）守山市文化体育振興事業団公式HP『施設予約状況』で施設の概要および空き状況をご確認いただけます。
（リアルタイムではありませんのでご注意下さい）

管理者：（公財）守山市文化体育振興事業団 守山市民運動公園
〒524-0051 滋賀県守山市三宅町100番地（市民体育館内）

TEL 077-583-5354 FAX 077-583-5853

（業務時間：9：00～17：00 休館日：火曜日と祝日の翌日、年末年始）